

# 庁舎建設見直し案に係る質問書

議題 2-4

平成 26 年 12 月 8 日

市庁舎建設委員会

委員長 川岸梅和 殿

猪狩晃一

御世話になっております、庁舎基本設計も最後の段階に入りご多忙中恐縮しておりますが追加質問をさせて頂きましたのでご配慮宜しくお願い致します。

1、『事業計画が帳尻があつたとしても民間と違い、税金の使い道としてどうなのでしょうか』基金無し・補助金もしている事から 15 億円アツはかなりの重い課題であることから市民目線で、調査・検討書を提示して頂き、委員会においては事業計画も重要事項の 1 つとして考え、良識ある判断を期待したいと思っております。

1) 委員からの提案書はアイデア的な物であり、その後事務局で調査・検討の上技術的根拠（メリット・デメリット、概算等）を元に比較・検討案を提示してもらい、それを委員会で討議すると考えていますがどうでしょうか。今回の『開庁しながらの減築+NTT 賃貸』、『松阪市庁舎の検討』は期待したいと思っております。

2) 決定事項の委員会の責任とは

非公式の場ではありますが『松阪市庁舎の検討の件』で責任の問題で湯浅課長との間で議論があり、かなりの認識の違いがありました。

委員会も事務局・設計事務所と同様お互いに自立し、各自が自分の発言・意志に責任を負うべきは当然あると思うが、その決定事項に 1 委員として、どこまで責任を負うべきは委員会で議論すべきかと思っております。

（委員会は委託機関ではないはずですがどうでしょうか）

2、設計・施工一括発注について

1) 設計事務所は物価の動向から 27 年度の工事発注を推奨また設計施工の発注を危惧しているようです。（予定では 27 年度実施設計発注、28 年度工事発注）

設計事務所の優先順位は『営業と採算が第一で次に良い仕事をしたい』と続くのでしょうか。故に今回の質問書の検討も設計事務所にとって不都合と思える案は一線を画し、独自で検討すべき思います。

（12 月 16 日の委員会はどのような形になるのでしょうか）

特に 1) 項、新築延期案 2) 項、設計・施工一括発注案

2) 設計・施工のメリット

① 工期短縮が出来る又 27 年度発注が可能（下記 3 項）を参照）

\* 2 期工事（減築・改修）の工事費リスクが一括発注のすることで解消するのでは。

② 即発注出来るので物価の動向が読みやすいし一括責任でもある。

③ 実施設計料は安くなる（監理は別途）

\* デメリットとしては設計・施工共 1 社にお任せとなるのでその管理体制が重要となる。

\* その対応として調査・検討及び発注の手続き（仕様書等）等は総合管理者として工事監理と一緒に設計事務所への委託が考えられます。

3) 新築延期+減築・一部改修案の設計・施工一括発注の場合

① 27 年 5 月発注 設計期間も含め約 6 ヶ月（開庁しながらの工事＝藤田学園病院を参照）

\* 完成 27 年 12 月となれば即ち非耐震建物からの脱出日となる

（基本設計案は新築完成後となるので 2 年半後となる：その間に地震が無いとは言えない）

② 既存建物の改修設計は既存設計図書が有り、設計料も安く、短期間で出来る。

③ 即工事発注が出来るので物価の動向が読みやすく、万が一の不調の対応がしやすい。

### 3、次回委員会での見直し案検討の進め方（採決含む）の手順

1) 川岸委員長長期欠席の為（今後どうなるのか）岡野副委員長が委員長及び議長を代行しており、 今回の建設委員会及び前回の検討委員会に置いても豊富なノウハウと意見書・提案書等で減築・改修案及びPC案の決定等を牽引してきた様に思えます。

先日事務局に委員会に建築専門家が3人（岡野・佐藤・猪狩）で旧積算部会再開したいとの事で基本設計の概算説明を受けましたが権威が一極集中していることや、意見の食い違いやその他もろもろ、重要会議にするには専門委員3人は人数不足と感じました。

かと言って多数決ですかね。一般の委員さんにはもっともっと時間を掛け丁寧な説明が必要ではないでしょうか。本来この判断は建築技術、経済等の動向等かなりの総合力が要求される問題と思えますが。

2) 旧積算部会の再会はどうなるか

先日構造委員会設立にはまずい点があったから改めて『積算部会を再開したい』と聞きましたが今後はどうなるのでしょうか。

### 4、基本設計の面積削減等の減額について

1)、**減額の為の無駄は大いに省くべきですが数字合わせの為の先送りは避けるべき**と思います。

北本市の事例：6億円削減後震災用倉庫等1部復活したとの事

例えば市民ギャラリーは『文化施設である事』から割愛の声がありましたが本件は関係団体の市長への要望書に応える形で委員会で承認された事項です。もしカットするのであればそれなりの手順が必要と思います。（各団体は委員会承認を承知済では）

2) 警察分室設置の主旨と採算性

### 6、17回委員会議事録 p 35 の湯浅課長の発言

『この委員会はギャラリー関係の検討委員会ではない及びギャラリーの付属設備関係（展示パネル、ピクチャーレール、展示照明等）は基本設計ではない、実施設計ある』と述べておられますが先日流山市・北本市の議場の電気設備システム機器等の見学は何の為だったのでしょうか。部屋取りのブロックプランは基本構想若しくは基本計画の範囲ではないのでしょうか。